

上市町運送事業者 燃料価格高騰対策支援金



上市町では燃料価格高騰の影響を受ける運送事業者に対し、支援金を交付します。

申請期間 (予算がなくなり次第終了します)

令和8年9月28日(月)から令和8年11月30日(月)まで

交付金額

500,000円か算出経費のいずれか低い額

算出経費

R8.2月中に購入した燃料の平均単価を基準単価として、支援対象期間(R8.4～9月)の月別単価が上回った分の差額に町内の事業用自動車の燃料使用量を乗じた額の期間中合計額

※町内事業所に登録している台数・車両に係る燃料使用量が対象です。

(裏面に算出経費イメージがあります)

交付対象者 (以下のすべてを満たす方)

- ・申請日時点で町内に本社・事業所等を有し、引き続き町内で事業を継続する意思がある中小企業者
- ・運送業を主たる事業として営み、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を営む方(貨物自動車運送事業法第3条又は第35条の許可を受けている方)
- ・町税を滞納していない方
- ・暴力団関係者・性風俗関連事業者でない方
- ・過去に本支援金の交付を受けていない方

申請方法 郵送又は電子申請

○交付要件等詳細は上市町HPサイトを確認してください。

上市町運送事業者燃料価格高騰対策支援金

検索

※検索の場合は上記ワードで検索し、上市町ホームページを確認してください。



算出経費（簡略化イメージ）

	基準単価						
月	2月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
燃料単価 (円/ℓ)	120.0	150.0	148.0	149.2	148.4	149.3	147.2
基準単価との差額 (円/ℓ)		30.0	28.0	29.2	28.4	29.3	27.2
使用量 (ℓ)		4,000	3,800	3,500	3,500	3,800	3,500
対象経費 (円)		120,000	106,400	102,200	99,400	111,340	95,200
支援対象費合計 (※500,000円と右欄のいずれか低い額で申請) → 50万円で申請							634,540

※イメージのため簡略化しましたが、申請は町内事業所の事業用車両ごとの計算が必要です。様式を確認して下さい

よくあるお問い合わせ

Q1 申請に必要な書類を教えてください。

- A1 ・交付申請書兼請求書（様式あり）
・誓約書（様式あり）
・交付申請内容内訳表（様式あり）
・運送業許可証（一般貨物・特定貨物）の写し
・燃料使用量、納入単価及び納入日が確認できる書類の写し など
○詳細は町ホームページをご確認ください

Q2 本社は町外ですが、上市町内に営業所があります。申請できますか？

- A2 はい。申請できます。
ただし、資材置き場など従業員等が常時滞在しない施設は除きます。

Q3 軽貨物運送事業者（黒ナンバー）は申請できますか？

- A3 申し訳ございませんが、対象外となります。
一般貨物及び特定貨物運送事業者（緑ナンバー）が対象となります。

Q4 リース車両も対象になりますか？

- A4 町内事業所で登録されており、緑ナンバー車両であれば対象となります。
ただし、車検証の使用者と申請者が同一である必要があります。

Q5 「主たる事業」の判断基準はなんですか？

- A5 直近の決算書において、運送業の売上比率が50%以上かどうかを判断基準とします。

Q6 同様の内容で国や県の燃料費支援制度を受けていますが、この支援金も受けられますか？

- A6 重複して受けることはできません。

Q7 運送業許可証が見つからないのですが？

- A7 運輸支局発行の証明書で代用することができます。

Q8 申請書はどこで入手することができますか？

- A8 上市町ホームページからダウンロードすることができます。
また、上市町役場の3階の産業課（企業支援班）窓口でもお渡しできます。

お問い合わせ・申請先 上市町役場産業課企業支援班

〒930-0393 上市町法音寺1番地

電話 076-472-2519（直通）（受付 9時～17時（土日祝除く））

メール s.yuuchi@town.kamiichi.toyama.jp